

〔注〕平成17年10月から改正経過を注記した。

改正	平成6年3月24日条例第9号 平成8年3月25日条例第11号 平成10年3月25日条例第15号 平成11年3月12日条例第13号 平成12年12月1日条例第60号 平成13年12月3日条例第57号 平成16年3月19日条例第15号 平成16年10月12日条例第33号 平成17年12月6日条例第48号 平成19年3月13日条例第3号 平成21年3月13日条例第10号 平成26年3月18日条例第11号 平成27年6月16日条例第28号 平成27年12月8日条例第44号 令和元年12月6日条例第23号	平成7年3月14日条例第11号 平成9年3月21日条例第9号 平成10年6月12日条例第27号 平成12年6月26日条例第50号 平成13年3月23日条例第24号 平成14年3月19日条例第25号 平成16年6月21日条例第25号 平成17年10月11日条例第30号 平成18年3月20日条例第22号 平成20年6月27日条例第25号 平成25年3月21日条例第16号 平成26年6月13日条例第17号 平成27年10月16日条例第34号 平成28年12月7日条例第45号
----	--	---

(設置)

第1条 自転車の利用者の利便を図り、区民の良好な生活環境の向上に資するため、杉並区立自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を別表第1のとおり設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。
- (4) 1日使用 規則で定める使用時間（以下「使用時間」という。）内の駐車場の使用をいう。
- (5) 1回使用 24時間を限度とする1回の駐車場の使用をいう。
- (6) 定期使用 1月、3月又は6月を単位とする使用時間内の駐車場の使用をいう。

一部改正〔平成18年条例22号・19年3号・28年45号〕

(駐車することができる車両)

第2条の2 駐車場に駐車することができる車両は、自転車とする。ただし、規則で定める駐車場においては、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車を駐車することができる。

追加〔平成18年条例22号〕、一部改正〔平成28年条例45号〕

(使用の手続等)

第3条 1日使用し、又は1回使用しようとする者は、使用する際に区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 定期使用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 区長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、前2項の承認を与えないことができる。

- (1) 駐車場の収容台数を超えるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。

一部改正〔平成19年条例3号〕

(使用料等)

第4条 駐車場の使用料は、別表第2のとおりとする。

2 使用料は、使用の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、1回使用の使用料は、出場の際に納付しなければならない。

一部改正〔平成18年条例22号・19年3号〕

(使用料の減免)

第5条 区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用制限)

第7条 区長は、駐車場の使用について、次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的又は区長の指示に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 駐車場の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第9条 駐車場の施設又は設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(管理上支障がある自転車の保管等)

第10条 区長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、管理上支障があると認める自転車があるときは、規則で定める期間保管し、撤去することができる。

2 前項の規定により自転車を撤去するときは、杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例(昭和59年杉並区条例第46号)第14条及び第15条の規定を準用する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例48号〕

附 則 抄

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項(東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例第17条第1項の改正規定に限る。)、第4項及び第6項の規定は、同年1月1日から、別表第1及び別表第3の規定中杉並区立新高円寺地下自転車駐車場に係る部分は、規則で定める日から施行する。

(平成7年規則第48号で平成7年5月29日から施行)

2 東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成6年3月24日条例第9号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月14日条例第11号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第1条中東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例目次の改正規定及び第7章を第8章とし、第6章を第7章とし、第5章の次に1章を加える改正規定並びに第2条の規定は同年6月1日から、第3条中杉並区立自転車駐車場条例別表第1の改正規定(杉並区立浜田山北第一自転車駐車場及び杉並区立浜田山北第二自転車駐車場に関する部分に限る。)は規則で定める日から施行する。

(平成8年規則第27号で、第3条の改正規定(杉並区立浜田山北第一自転車駐車場及び杉並区立浜田山北第二自転車駐車場に関する部分に限る。))は、平成8年4月1日から施行)

附 則 (平成8年3月25日条例第11号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月21日条例第9号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日条例第15号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月12日条例第27号）

この条例は、平成10年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中杉並区立永福町南自転車駐車場に係る部分は、同年8月1日から施行する。

附 則（平成11年3月12日条例第13号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月26日条例第50号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成12年12月1日条例第60号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第2の規定は、平成13年4月1日以後の期日を始期とする定期使用に係る申請について適用する。

附 則（平成13年3月23日条例第24号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立荻窪北自転車駐車場の使用の承認を受けている者は、この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立荻窪北第一自転車駐車場の使用の承認を受けている者とみなす。

附 則（平成13年12月3日条例第57号）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第2の規定は、平成14年4月1日以後の期日を始期とする定期使用に係る申請について適用する。

3 この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例別表第2の規定により交付を受けた回数券については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成14年3月19日条例第25号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日条例第15号）

1 この条例は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第1に規定する杉並区立高円寺北自転車駐車場及び杉並区立高円寺東高架下自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成16年6月21日条例第25号）

1 この条例は、平成16年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第1に規定する杉並区立荻窪西第二自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立荻窪西自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者は、新条例の規定により杉並区立荻窪西第一自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者とみなす。

附 則（平成16年10月12日条例第33号）

1 この条例は、平成17年1月4日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第1に規定する杉並区立荻窪北第三自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成17年10月11日条例第30号）

1 この条例は、平成17年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第1に規定する杉並区立中野富士見町自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成17年12月6日条例第48号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月20日条例第22号）

1 この条例は、平成18年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例第2条の2に規定する原動機付自転車に係る定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成19年3月13日条例第3号）

1 この条例は、平成19年3月26日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中杉並区立高井戸東自転車駐車場に係る部分は同年4月1日から、同表の改正規定中杉並区立高井戸北自転車駐車場に係る部分は規則で定める日から、次項及び第3項の規定は公布の日から施行する。

（平成19年規則第78号で平成19年7月1日から施行）

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第1に規定する杉並区立高井戸東自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、平成19年4月1日前においても行うことができる。

3 新条例別表第1に規定する杉並区立高井戸北自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、規則で定める日前においても行うことができる。

（平成19年規則第78号で附則第3項の規則で定める日は、平成19年7月1日とする。）

附 則（平成20年6月27日条例第25号）

この条例は、平成20年7月30日から施行する。

附 則（平成21年3月13日条例第10号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1 杉並区立西荻窪東自転車駐車場の項を削る改正規定及び別表第2の2の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成21年5月規則第59号で平成21年6月1日から施行）

附 則（平成25年3月21日条例第16号）

1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第1に規定する杉並区立富士見ヶ丘南自転車駐車場及び杉並区立富士見ヶ丘北自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成26年3月18日条例第11号）抄

改正 平成27年12月8日条例第44号

1 この条例は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第14項の規定 公布の日

（2）第1条の規定 平成26年4月1日

（3）第16条の規定 平成27年4月1日

（4）第3条、第5条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条、第20条、第22条、第26条及び第28条の規定 平成29年4月1日

一部改正〔平成27年条例44号〕

11 第18条による改正後の杉並区立自転車駐車場条例の規定は、施行日以後の期日を始期とする定期使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成26年6月13日条例第17号）

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年6月16日条例第28号）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月16日条例第34号）

1 この条例は、平成27年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第1に規定する杉並区立永福町南自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成27年12月8日条例第44号）抄

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月7日条例第45号）

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第1の改正規定及び別表第2の2の部の改正規定（「、杉並区立荻窪北第三自転車駐車場及び杉並区立西荻窪北自転車駐車場」を「及び杉並区立荻窪北第三自転車駐車場」に改める部分に限る。）は同年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例第2条の2ただし書に規定する自動二輪車に係る定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和元年12月6日条例第23号）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第1の改正規定中杉並区立西永福北自転車駐車場に係る部分は同年2月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第1に規定する杉並区立西永福南第一自転車駐車場及び杉並区立西永福南第二自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和59年杉並区条例第46号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表第1（第1条関係）

名称	位置
杉並区立方南町東自転車駐車場	杉並区方南二丁目20番2号
杉並区立方南町西自転車駐車場	杉並区和泉四丁目51番7号
杉並区立荻窪東地下自転車駐車場	杉並区上荻一丁目2番1号・4番8号
杉並区立新高円寺地下自転車駐車場	杉並区梅里一丁目7番20号
杉並区立荻窪北第一自転車駐車場	杉並区天沼三丁目3番19号
杉並区立永福町北第一自転車駐車場	杉並区永福四丁目7番8号
杉並区立永福町北第二自転車駐車場	杉並区和泉三丁目12番15号
杉並区立永福町北第三自転車駐車場	杉並区和泉三丁目7番3号
杉並区立荻窪南第一自転車駐車場	杉並区荻窪四丁目21番16号
杉並区立荻窪南第二自転車駐車場	杉並区荻窪五丁目15番13号
杉並区立上井草北自転車駐車場	杉並区井草五丁目6番1号
杉並区立西荻窪西自転車駐車場	杉並区松庵三丁目41番1号
杉並区立浜田山北第一自転車駐車場	杉並区浜田山三丁目24番13号
杉並区立浜田山北第二自転車駐車場	杉並区浜田山三丁目27番21号
杉並区立桜上水北自転車駐車場	杉並区下高井戸一丁目24番15号
杉並区立久我山西自転車駐車場	杉並区久我山三丁目35番29号
杉並区立久我山南自転車駐車場	杉並区久我山三丁目25番6号
杉並区立久我山北自転車駐車場	杉並区久我山五丁目38番10号
杉並区立阿佐ヶ谷東自転車駐車場	杉並区阿佐谷南二丁目41番1号
杉並区立阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場	杉並区阿佐谷南三丁目58番1号
杉並区立荻窪西第一自転車駐車場	杉並区上荻一丁目20番3号
杉並区立下井草南自転車駐車場	杉並区下井草二丁目36番16号

杉並区立下井草北第一自転車駐車場	杉並区井草一丁目10番17号
杉並区立下井草北第二自転車駐車場	杉並区井草一丁目2番4号
杉並区立井荻南地下自転車駐車場	杉並区上井草一丁目24番16号
杉並区立井荻北地下自転車駐車場	杉並区井草三丁目3番10号
杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場	杉並区成田東四丁目37番6号
杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場	杉並区阿佐谷南一丁目15番19号
杉並区立荻窪北第二自転車駐車場	杉並区天沼三丁目2番13号
杉並区立浜田山南自転車駐車場	杉並区浜田山二丁目22番12号
杉並区立高円寺北自転車駐車場	杉並区高円寺北三丁目20番23号
杉並区立高円寺東高架下自転車駐車場	杉並区高円寺南四丁目50番2号
杉並区立荻窪西第二自転車駐車場	杉並区上荻一丁目21番25号
杉並区立荻窪北第三自転車駐車場	杉並区天沼三丁目30番40号
杉並区立中野富士見町自転車駐車場	杉並区和田一丁目1番9号
杉並区立高井戸東自転車駐車場	杉並区高井戸東二丁目30番25号
杉並区立高井戸北自転車駐車場	杉並区高井戸西二丁目2番1号
杉並区立富士見ヶ丘南自転車駐車場	杉並区高井戸西一丁目32番先
杉並区立富士見ヶ丘北自転車駐車場	杉並区久我山五丁目1番24号
杉並区立永福町南自転車駐車場	杉並区永福二丁目53番5号
杉並区立西永福北自転車駐車場	杉並区永福三丁目55番7号
杉並区立西永福南第一自転車駐車場	杉並区永福三丁目38番10号
杉並区立西永福南第二自転車駐車場	杉並区浜田山一丁目33番3号

一部改正〔平成17年条例30号・19年3号・20年25号・21年10号・25年16号・26年17号・27年28号・34号・28年45号・令和元年23号〕

別表第2（第4条関係）

駐車場の区分	種別	階数	屋根の有無	使用料			1日使用及び1回使用	
				定期使用				
				1月	3月	6月		
1 別表第1に掲げる駐車場（2及び3に掲げる駐車場を除く。）	自転車	1階	有	2,600円	7,400円	12,500円	100円	
			無	2,100円	6,000円	10,100円		
		2階	有	2,300円	6,600円	11,000円		
			無	1,900円	5,400円	9,100円		
		3階	有	1,300円	3,700円	6,200円		
			無	1,000円	2,900円	4,800円		
	地下1階		2,300円	6,600円	11,000円			
	地下2階		1,300円	3,700円	6,200円			
		原動機付自転車又は自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00	1階	無	4,200円	12,000円	20,200円	200円

	キロワット以下のものに限る。)						
2 杉並区立浜田山北第二自転車駐車場、杉並区立下井草南自転車駐車場、杉並区立下井草北第一自転車駐車場、杉並区立荻窪北第三自転車駐車場及び杉並区立西永福南第二自転車駐車場	自転車	1階	有	2,100円	6,000円	10,100円	100円
			無	1,700円	4,800円	8,200円	
	原動機付自転車又は自動二輪車(総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限る。)	1階	有	4,200円	12,000円	20,200円	200円
3 杉並区立新高円寺地下自転車駐車場	自転車	地下1階					
				2,600円	7,400円	12,500円	100円

付記

- 1 規則で定める学生が定期使用する場合の使用料は、自転車にあっては規定使用料から1月当たり200円を減じた額とし、原動機付自転車及び自動二輪車(総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限る。)にあっては規定使用料から1月当たり400円を減じた額とし、自動二輪車(総排気量が0.125リットルを超えるもの又は定格出力が1.00キロワットを超えるものに限る。)にあっては規定使用料から1月当たり800円を減じた額とする。
- 2 1回使用のうち規則で定める時間内の使用に係る使用料は、無料とする。
全部改正〔平成26年条例11号〕、一部改正〔平成28年条例45号・令和元年23号〕